

本部港国際旅客施設・緑地整備検討業務委託(R7) 企画提案募集要項

1 業務概要

- (1) 業 務 名：本部港国際旅客施設・緑地整備検討業務委託（R7）
- (2) 業務期間：契約締結日の翌日から令和8年3月27日まで

2 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てをした者にあつては再生計画に認可がなされていない者ではないこと。（再認定を受けた者を除く。）
- (3) 応募申請書等の提出期限の最終日から審査通知日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (4) 参加しようとする者の間に以下の項目のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (iv) 会社法第34条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他の競争の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記 1) 又は 2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

(6) 日本国内に本店を有する法人であること。

(7) 経営状態が著しく不健全であると認められるものでないこと。

(8) 応募者（単体企業・代表構成員）は以下に示される同種業務又は類似業務について、平成 27 年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した業務 1 件以上を有さなければならない。

ア 同種業務：港湾施設における PPP/PFI 等のサウンディング調査及び空間利用・施設配置計画（ゾーニング、基本計画・設計）を行った業務実績。

イ 類似業務：空港、公園、MICE 等の公共施設における PPP/PFI 等のサウンディング調査及び空間利用・施設配置計画（ゾーニング、基本計画・設計）を行った業務実績。（同種業務、類似業務とも日本国内における国・地方自治体、各整備機構、高速道路株式会社、港湾管理者・空港管理者等が発注した業務の実績とする。以下同じ。）

(9) 業務管理責任者は以下に示される同種業務又は類似業務について、平成 27 年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、業務管理責任者又は担当者として、実施した業務 1 件以上を有さなければならない。

ア 同種業務：2 (8) アの同種業務と同じ

イ 類似業務：2 (8) イの類似業務と同じ

※業務管理責任者とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者のことをいう。

(10) 業務実施体制について、以下に該当しないこと。

ア 業務の分担構成が、不明確又は不自然。

イ 共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

ウ 主たる部分が再委託予定となっている。

(11) 当該業務の見積額が契約限度額の範囲内であること。

(12) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。

- ア 共同企業体の代表構成員が応募を行うこと。
- イ 代表構成員以外の構成員は、沖縄県内に本店を置く者であること。
- ウ 共同企業体の構成員は、上記応募資格(1)から(7)までを満たす者であること。
- エ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者ではないこと。
- オ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者ではないこと。
- カ 共同企業体の代表構成員は、業務目的の達成のため代表構成員以外の構成員との連携を密にし、業務の推進及び成果の達成を図るものとする。
- キ 2社共同企業体とする。
- ク 自主結成方式とする。
- ケ 代表構成員は構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
- コ 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30%以上でなければならない。
- サ 共同企業体の協定書が、募集要項と同時に配布する「共同企業体協定書」によるものであること。

3 提案内容の要件

別紙「本部港国際旅客施設・緑地整備検討業務委託(R7)企画提案仕様書」のとおり。

4 応募方法等

(1)参加申込

- ア 申込期限：令和7年9月16日（火）15時
- イ 提出書類：参加申込書【様式1】
- ウ 提出方法：持参、郵送、FAX またはメール（受信確認必要）
※共同企業体での応募の場合、代表事業者が応募を行うこと。

(2)企画提案応募申請

- ア 申請期限：令和7年9月24日（水）17時
- イ 提出書類：企画提案応募申請書【様式2】
企画提案書及び応募書類一式（下記5参照）
- ウ 提出方法：持参、郵送（到着確認が可能な手段）

- (3)募集要項及び仕様書の内容に質問がある場合は、令和7年9月9日（火）17時までに質問書【様式3】をFAX またはメールで提出すること。（受信確認必要）
回答は、9月11日（木）までにインターネット（以下URL）に掲載する。（質問先は11を参照）

【県HP：令和7年度実施業務（会議運営・計画策定・コンサルティング）】

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025074/1032419/index.html>

5 企画提案に係る提出書類一式

(1)企画提案応募申請書【様式2】

- (2)会社概要【様式4】（共同企業体の場合は、構成員毎に作成することとする。）

なお、「沖縄県土木建築部の令和7・8年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格名簿」に登録が無い場合、経営状況の安定性を確認するため、企業の定款、直近

2 期分の決算書（貸借対照表、損益計算書等）、前年度分の県税（法人事業税、法人県民税）の納税証明書の写しを提出すること（共同企業体の場合は、代表構成員及び代表構成員以外の構成員も対象とする。）。

(3) 業務実績説明書（単体企業・代表構成員）【様式 5】（共同企業体の場合は、代表構成員が作成すること。）

(4) 業務実施体制【様式 6】

(5) 業務実績説明書（業務管理責任者）【様式 7】

(6) 企画提案書（様式自由、A4 版 8 ページ以内[表紙含む、両面印刷可]、長辺綴じ）
詳細については、「企画提案仕様書 5 企画提案書の内容」を参照。

(7) 積算書【様式 8】（積算書の費目については、以下の内容で提出すること。）

- ・ 直接人件費（「企画提案仕様書 4 業務内容」の項目毎に工数、単価等を記載）
- ・ 直接経費（旅費交通費、使用料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等）
- ・ 一般管理費（（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10/100 以内を原則とする。但し、自社規定等によりこれにより難しい場合は、別途積算することが出来るものとし、この場合、契約前にその根拠を明らかにした資料の提出を行い、双方協議の上決定する。）
- ・ 消費税相当額（旅費交通費、使用料等の単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。）

※提出部数：2 部

6 企画提案書の審査

業務実績の審査とともに、プレゼンテーションにより企画提案内容の審査を行う。（プレゼンテーション審査の時間、場所等は別途連絡する。）

なお、審査の着眼点等は次のとおりとする。

ア 業務実績（書面審査）

- ① 企業の業務実績（配点 10 点）
- ② 業務管理責任者の業務実績（配点 10 点）

イ 企画提案内容の適切性

- ① 業務の実施方針、フロー、工程計画について（配点 30 点）
 - ・ 業務の理解度、実施手順
- ② 特定テーマ間の整合性について（配点 10 点）
 - ・ 矛盾等が無い
- ③ 【特定テーマ①】本部港（本部地区）において、官民連携による国際旅客船受入拠点形成を実施するにあたり、クルーズ船社の事業参画を促進するための具体的な取組について（配点 20 点）
 - ・ 的確性、実現性の高い提案か
- ④ 【特定テーマ②】本部港（本部地区）において、みなと緑地 PPP を実施するにあたり、民間業者の事業参画を促進するための具体的な取組について（配点 20 点）
 - ・ 的確性、実現性の高い提案か

7 選定方法

提案書の内容や経費などについて、企画提案業者選定要領に基づき選定委員会におい

て審査し、最も優れた提案を選定する。委託予定業者は沖縄県が決定する。審査結果については応募者全員に文書にて通知する。なお、一定水準を満たした提案がない場合（前述 6 の合計点数が 60 点を下回る場合）は、該当者なしとする場合がある。

8 委託契約について

委託契約については、原則として第一位入選者とするが、委託契約に関して必要な事項が合意に至らない場合は、一定水準を満たした次順位以降の者を繰り上げて協議の上契約する。

9 募集スケジュール

(1) 募集開始日	9 月 2 日 (火)
(2) 質問締切	9 月 9 日 (火)
(3) 参加申込締切	9 月 16 日 (火)
(4) 企画提案応募申請締切	9 月 24 日 (水)
(5) プレゼンテーション審査	10 月 6 日 (月) (予定)
(6) 審査通知	10 月 7 日 (火) (予定)
(7) 契約予定	10 月 17 日 (金) (予定)

※応募及び審査の状況によっては、スケジュールの変更を行う場合がある。

10 その他

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案に要する経費などについては参加者の負担とする。
- (3) 提出された提案書などについては返却しない。
- (4) 選定に関する審査内容及び経過などについては公表しない。
- (5) 募集要項に適合しない応募は無効とする場合があるので注意すること。

11 書類等の提出場所及び問い合わせ先

沖縄県土木建築部港湾課（県庁 10 階）

国際港湾・クルーズ推進業務 担当：柘植、崎濱

〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2

TEL：098-866-2395 FAX：098-866-2468

E-mail：tsugesh@pref.okinawa.lg.jp

sakihs@pref.okinawa.lg.jp